

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

兵庫教育大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
	領域2 内部質保証に関する基準	8
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	21
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	28
	領域5 学生の受入に関する基準	36
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	40
	基準の判断 総括表	40
	学校教育学部	41
	大学院学校教育研究科（修士課程）	46
	大学院学校教育研究科（専門職学位課程）	50
	大学院連合学校教育学研究科	54

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 兵庫教育大学
 (2) 所在地 兵庫県加東市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	学校教育学部
大学院課程	大学院学校教育研究科修士課程、大学院学校教育研究科専門職学位課程、大学院連合学校教育学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部 675人、大学院 741人
教員数	専任教員数：129人、助手数：0人（大学院連合学校教育学研究科の本学以外の5大学の教員を除く。）

2 大学等の目的

○創設の趣旨・目的（学則第1条第2項、兵庫教育大学ウェブサイト）

兵庫教育大学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的として設置されている。

○学校教育学部（学則第29条）

学校教育学部は、広く豊かな知識を受けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた教員を養成することを目的とする。

○大学院（学則第55条）

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる教職を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、学校現場における実践力や応用力などの資質能力を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成することを目的とする。

博士課程は、学校教育の実践に関わる諸科学について、研究者として自立して研究活動を行い、又は実践を踏まえた高度な研究指導能力を有する教育専門職に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、学校教育の発展に寄与することを目的とする。

3 特徴

兵庫教育大学は、平成25年のミッションの再定義により、「大学院における現職教員の再教育・研修（管理職研修等）の拠点」として全国的に位置付けられている。

○ミッション

教員の資質能力の向上と学校教育の改善を求める社会的要請に応えるために、次の使命を遂行する。

- ・現職教員に対する高度な専門性と実践的指導力の育成
- ・実践力に優れた新人教員及び心理専門職の養成
- ・教育実践学の推進
- ・教師教育の先導的モデルの構築
- ・教育研究成果の国内外への発信

○ビジョン

次のような大学を目指す。

- ・教師教育のトップランナー
- ・学生の持てる力を最大限に引き出す大学
- ・成長し続ける大学

<学校教育学部>

○実践力を重視した教育課程

広い学問領域にわたる基礎知識のうえに、教員としての総合的な能力を得させることを目的として、4年間を通して実地教育（教育実習）を開設し、各年次の実地教育の履修を通して、教養科目群、教職キャリア科目群、教育実践・リフレクション科目群、専門科目群の諸成果が統合化・協働化されるように教育課程を編成している。

また、令和元年度入学生からは卒業と同時に小学校教諭1種免許状に加え、中学校教諭2種免許状（もしくは幼稚園教諭1種免許状）の複数の免許状を取得できる教育課程に再編成している。加えて、「国語・数学・社会・英語」の教科と「理科・音楽・美術・保健体育・家庭・技術」の教科との間で、両方の免許状や、中学校（技術）の免許状が取得できる仕組みを整備している。

○教員養成スタンダードによる「学び続ける教師」の養成

養成すべき教師像を具体化した「教員養成スタンダード」を開発し、教員としての資質能力を確実に身につけられるよう全学的指導体制を構築している。教員養成スタンダードによる自己評価等により、常に自らの学びを振り返ることで課題を発見し、次なる学びを計画・設計する。これにより生涯にわたって「学び続ける教師」の土台を育成する。

○高い教員就職率を担保する就職支援と幅広いキャリア形成支援

教職キャリア開発センターが中心となって、計画的・継続的なプログラムを作成し就職支援、キャリア形成支援体制の充実を図っている。校長や教職経験のあるキャリア開発指導員やキャリアカウンセラー、大学教員が学生の相談に応じるなど学生のニーズに合ったきめ細かい就職支援を行っている。

<大学院学校教育研究科>

○2つの課程をもつ大学院学校教育研究科

修士課程（2専攻）と専門職学位課程（1専攻）で構成しており、それぞれの目的に沿って、主に初等中等教育の高度な教育・研究能力を有する教員を養成している。また、大学院教育において理論と実践の融合を図るため、学校現場との連携を重視した取り組みを行っている。

「神戸ハーバーランドキャンパス」を開設し、「昼夜開講制」を敷いている。夜間クラスには3年間かけ、無理なく計画的に学べる「長期履修学生制度」も導入している。

令和2年度からは修士課程の臨床心理学コースを「神戸ハーバーランドキャンパス」に移し、昼間クラスは公認心理師の、夜間クラスは臨床心理士の養成を行っている。

○修士課程

教育の理論と実践の融合により、教育実践学の構築を目指して教育現場のニーズと実践性に根ざした高度な教育研究を推進して、人間力と教育力を兼ね備えた教員を養成している。社会構造の急激な変化や価値観の多様化を反映した教育課題の複雑化が進行する中、各専攻・コースにおける主な教育研究課題を明示して、学際的、総合的な研究に対応できるようにしている。

○専門職学位課程（教職大学院）

現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な「確かな指導理論と優れた実践力・応用力」を備えたスクールリーダーや、地方分権化の中で、ますます重要性を増している地方教育行政のリーダーである教育長や教育行政幹部を養成している。

また、学部段階で教員としての資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成している。

○大学院連合学校教育学研究科 博士課程

学校教育を取り巻く諸問題を背景として、兵庫教育大学、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、岡山大学、鳴門教育大学の6大学が連合して後期3年のみの博士課程を設置し、①実践に根ざした学校教育学の一層の推進とその方法の確立、②実践的能力を養う教育プログラムの確立、③実践に根ざした学校教育学を教育研究できる人材の育成、④現職研修の充実に指導的役割を果たす人材の供給、を通して教員養成の改善・充実に資することにより、学校教育の質的改善・改革に貢献しようとするものである。本研究科では、職業を有する学生又は、在学中に就職した学生に対する教育方法の特例として、主指導教員の指導のもと、夜間その他特定の時間又は時期において授業科目の履修と研究指導を受けることができる「フレックスタイム・カリキュラム制度」を設けている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 設置計画の概要（平成28年4月教科教育実践開発専攻）		
	1-1-1-02 設置計画の概要（平成31年4月連大構成大学拡充）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

・平成28年4月に、大学院学校教育研究科（修士課程）教育内容・方法開発専攻を改組し、教科教育実践開発専攻を設置した。学校現場の課題解決を図り、学校現場で活躍する中核的な教員を養成することを目的として、修士課程の教育内容・方法開発専攻3コースを、教科教育実践開発専攻5コースに改編し、カリキュラムの見直しを行った。

・平成31年4月に、大学院連合学校教育学研究科の構成大学を4大学から6大学に拡充し、入学定員を36人に改定した。これは、教員養成系大学の大学院が修士課程から専門職学位課程へ移行するに伴って、専門職学位課程から博士課程へ進学する学生の増加が想定されるため、博士課程での指導体制の整備充実を図ること、また、現職教員の博士課程への受入の充実を図ることを目的としている。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

[活動取組1-1-A] 平成31(令和元)年度から大学院学校教育研究科の教育研究組織を改組し、専門職学位課程（教職大学院）を拡充した。教員養成機能をより一層高め、教員養成の中心的役割を果たす国立教員養成大学として、学校教育全体の質の向上をリードすることを主な目的としたものである。 また令和2年度には、教職大学院の令和4年度からのコースの名称変更、夜間クラスの拡充を行うための各コースの定員の見直しを行った。	1-1-A-01 大学院学校教育研究科の改組について		
	1-1-A-02 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー		
	1-1-A-03 令和4年度教職大学院各コースの募集人員等について		
[活動取組1-1-B] 連合学校教育学研究科は、平成31（令和元）年度から、兵庫教育大学、上越教育大学、岡山大学、鳴門教育大学に岐阜大学、滋賀大学を新たに加え、連合大学院の構成を6大学とした。併せて入学定員を4人増やして32人から36人とした。	1-1-1-02 設置計画の概要（平成31年4月連大構成大学拡充）		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
[活動取組1-2-A] 第3期中期目標期間において、女性管理職の割合を期間末時点で15%以上とする中期計画を策定した。平成28年度には女性管理職の割合を15%以上とするため、また女性教職員採用比率の期間平均30%以上を維持するための具体策を策定し、達成に向けて取り組んだ。その結果、平成28年度に女性管理職は16.7%、女性教職員採用比率は28.0%であったが、令和2年度末にはそれぞれ21.3%、52.6%となっている。女性教職員採用比率の平成28年度～令和3年度（5月1日現在）の平均は45.3%である。	1-2-A-01 第3期中期目標期間中の女性管理職割合を15%以上とするための具体策 1-2-A-02 女性教職員在職状況		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ 活動取組1-2-Aについて、第3期中期目標期間において、女性管理職の割合を期間末時点で15%以上とする中期計画を策定しており、平成28年度には女性管理職の割合を15%以上とするため、また女性教職員採用比率の期間平均30%以上を維持するための具体策を策定し、達成に向けて取り組んだ。取組として、教職員に「出産・育児、介護を行う教職員への支援制度」をウェブページ等で紹介することにより男女共に働きやすい職場であることを周知したり、事務職員の採用にあたっては機関訪問説明会において、若手職員が業務内容の紹介等を担当したりした。その結果、平成28年度に女性管理職は16.7%、女性教職員採用比率は28.0%であったが、令和2年度末にはそれぞれ21.3%、52.6%となっている。女性教職員採用比率の平成28年度～令和3年度（5月1日現在）の平均は45.3%である。			
【改善を要する事項】			
基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表 ・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 教員配置図		

	1-3-1-02 学則 ・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）	第4-5条	
	1-3-1-03 教育研究組織に関する規則		
	1-3-1-04 大学院連合学校教育学研究科規則		
	1-3-1-05 大学院連合学校教育学研究科の構成大学及び連合講座の組織並びに運営に関する細則 ・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-06 役職者等名簿		
	1-3-1-07 研究科の役職員（連合学校教育学研究科ウェブページ）		
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 学校教育学部教授会規則		
	1-3-2-02 大学院学校教育研究科教授会規則		
	1-3-2-03 大学院連合学校教育学研究科教授会規則		
	1-3-2-04 運営組織等・役職員		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		
	1-3-3-02 教育改善推進室設置要項		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 内部質保証委員会規程		
	2-1-1-02 内部質保証に関する基本方針		
	2-1-1-03 内部質保証のための点検・改善責任者一覧		
	2-1-1-04 内部質保証の実施体制、実施手順		
	2-1-1-05 内部質保証体制図		
	2-1-1-06 教育の内部質保証に関する方針等について		
	2-1-1-07 教育の内部質保証体制		
	1-3-3-02 教育改善推進室設置要項		再掲
	2-1-1-08 大学院連合学校教育学研究科代議委員会規則		
	2-1-1-09 大学院連合学校教育学研究科教授会の審議事項及び代議委員会に付託する審議事項		
2-1-1-10 連合研究科運営協議会要項			
2-1-1-11 連合学校教育学研究科における組織について			
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	2-1-2-01 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 国立大学法人兵庫教育大学		
	2-1-2-02 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻認証評価結果		
	・ 明文化された規定類 1-3-1-02 学則		再掲
	1-3-1-04 大学院連合学校教育学研究科規則		再掲
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		

<p>[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-3-01 キャンパス環境委員会規程</p>		
	<p>2-1-3-02 附属図書館運営委員会規程</p>		
	<p>2-1-3-03 大学情報委員会規程</p>		
	<p>2-1-3-04 学生委員会規程</p>		
	<p>2-1-3-05 障害学生支援室設置要項</p>		
	<p>2-1-3-06 教職キャリア委員会規程</p>		
	<p>2-1-3-07 教職キャリア開発センター規程</p>		
	<p>2-1-3-08 教育実習総合センター規程</p>		
	<p>2-1-3-09 グローバル教育センター規則</p>		
	<p>2-1-3-10 グローバル教育センター運営会議内規</p>		
	<p>2-1-1-08 大学院連合学校教育学研究科代議委員会規程</p>		再掲
<p>2-1-3-11 学校教育学部入学試験委員会規程（非公表）</p>			
<p>2-1-3-12 大学院学校教育研究科入学試験委員会規程（非公表）</p>			
<p>2-1-3-13 大学院連合学校教育学研究科入学者選抜に関する内規（非公表）</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-1-1] 連合学校教育学研究科の体制は、資料2-1-1-11_連合学校教育学研究科における組織についてのとおりである。 運営協議会は年間10回以上開催（定期開催10回及び臨時開催）され、教育研究活動等の質の維持・向上を図ることを目的とする広範な案件の審議を行っている。これらの審議内容は、運営会議、教授会及び代議委員会に具申され、さらに審議が重ねられ決定される。また、各構成大学長及び担当理事等を構成員とする構成大学間連絡調整委員会並びに東京学芸大学と情報交換を行う教員養成系連合大学院協議会をそれぞれ年1回開催し、広く意見を聴取している。 このように、複数の組織において多重の検討・点検を実施することにより、内部質保証に係る体制が有効に機能している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>			
<p>[活動取組2-1-A] 本学の内部質保証体制に係る特徴は、学長を内部質保証の総括責任者とし、内部質保証委員会、評価委員会、教育改善推進室、連合学校教育学研究科の4者がそれぞれ内部質保証に係る明確な役割を担う体制を確立していることにある。評価委員会が行う自己点検・評価は、中期計画・年度計画に係る自己点検・評価と、大学運営及び教育研究活動に係る自己点検・評価からなる。評価委員会は、これら二つの自己点検・評価結果を、内部質保証委員会、教育改善推進室、連合学校教育学研究科に提供する。</p>	<p>2-1-1-05 内部質保証体制図</p>		再掲
	<p>2-1-1-07 教育の内部質保証体制</p>		再掲
	<p>2-1-A-01 自己点検・評価実施要項</p>		

<p>[活動取組2-1-B] 内部質保証委員会を全学の内部質保証に取り組む委員会として位置づけ、ここでは、大学運営及び教育研究活動の質保証及び改善・向上策の検討と、中期目標・中期計画案、年度計画の策定及びその進捗管理を行う。一方の、教育改善推進室は、教育の内部質保証に特化し、実施組織との間で改善の指示や進捗状況の確認、学修成果の可視化に向けた取組を行い、改善策等を内部質保証委員会に報告することとしている。連合学校教育学研究科においては、研究科のなかの代議委員会において独立して内部質保証に取り組む体制を構築している。</p>	2-1-1-01 内部質保証委員会規程		再掲
	2-1-1-04 内部質保証の実施体制、実施手順		再掲
	2-1-1-06 教育の内部質保証に関する方針等について		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組2-1-A及び2-1-Bについて、内部質保証委員会と教育改善推進室という内部質保証に関わる組織を設けることによって、特に教育に関する内部質保証についての体制整備を手厚くした。内部質保証委員会では、大学運営、教育研究に係る質保証のための改善・向上方策の検討に関する事項を扱い、一方の教育改善推進室では、教育の質向上に関する教育改善に係る企画及び立案に関する業務を行うこととした。内部質保証に関わって内部質保証委員会を教育改善推進室が補完する体制を敷くことで、大学としての教育の内部質保証を強化した。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p>	・明文化された規定類 2-1-A-01 自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-1-06 教育の内部質保証に関する方針等について		再掲
	2-1-1-07 教育の内部質保証体制		再掲
	1-3-3-02 教育改善推進室設置要項		再掲
<p>[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること</p>	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類 2-1-A-01 自己点検・評価実施要項		再掲

<p>[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p>	<p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）</p>		
	<p>2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-A-01 自己点検・評価実施要項</p>		再掲
	<p>2-2-3-01 施設マネジメントシステムアクションプラン</p>		
	<p>2-2-3-02 キャンパスマスタープラン</p>		
<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）</p>		
	<p>2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-A-01 自己点検・評価実施要項</p>		再掲
	<p>2-2-4-01 令和2年度後期「学生による授業評価」の実施について（依頼）</p>		
	<p>2-2-4-02 令和2年度後期授業評価Webアンケート項目一覧</p>		
	<p>2-2-4-03 令和2年度前期「学生による授業評価」実施結果</p>		
	<p>2-2-4-04 令和2年度後期「学生による授業評価」実施結果</p>		
	<p>2-2-4-05 学生と役員等とのミーティング実施状況</p>		
	<p>2-2-4-06 令和2年度学生と役員等とのミーティング</p>		
	<p>2-2-4-07 卒業生・修了生及び勤務先管理職を対象とした調査の実施サイクルについて</p>		
	<p>2-2-4-08 卒業生・修了生調査方法等検討WGの設置について</p>		
	<p>2-2-4-09 第14回（令和元年度）学生生活実態調査報告書</p>		
	<p>2-2-4-10 令和2年度大学・高等学校教育研究懇談会報告集第42号（非公表）</p>		
<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<p>・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）</p>		
	<p>2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 内部質保証委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-1-02 内部質保証に関する基本方針</p>		再掲
	<p>2-1-1-03 内部質保証のための点検・改善責任者一覧</p>		再掲
	<p>2-1-1-04 内部質保証の実施体制、実施手順</p>		再掲
	<p>2-1-1-05 内部質保証体制図</p>		再掲
<p>2-1-1-06 教育の内部質保証に関する方針等について</p>		再掲	

<p>[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-04 内部質保証の実施体制、実施手順 2-1-1-06 教育の内部質保証に関する方針等について</p>		
<p>[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-04 内部質保証の実施体制、実施手順 2-1-1-05 内部質保証体制図 2-1-1-06 教育の内部質保証に関する方針等について</p>		再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組 2-2-A] 学部学修成果の評価において、教員に不可欠な資質能力として策定した「教員養成スタンダード」の観点を加え、到達度を客観的に評価する値(TSS: Teachers' Standard-based Score)の算出方法を定めている。</p>	<p>2-2-A-01 学校教育学部学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）</p>		
<p>[活動取組 2-2-B] 大学院における学修成果の評価において「教員養成スタンダード（大学院）」の観点を加える手続きを定めている。</p>	<p>2-2-B-01 大学院学校教育研究科学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）</p>		
<p>[活動取組 2-2-C] 大学のミッションに対応したキャンパス利用を総合的計画のもと実現するための手続きとして「キャンパスマスタープラン」を策定している。</p>	<p>2-2-3-02 キャンパスマスタープラン</p>		再掲
<p>[活動取組 2-2-D] 卒業生・修了生及び勤務先管理職を対象とした追跡調査を複数年度にわたって計画的に実施する手続きを有している。</p>	<p>2-2-4-07 卒業生・修了生及び勤務先管理職を対象とした調査の実施サイクルについて</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組 2-2-A 学部学修成果の評価において、教員に不可欠な資質能力として策定した「教員養成スタンダード」の観点を加え、到達度を客観的に評価する値(TSS: Teachers' Standard-based Score)の算出方法を定めている。これにより学生自身が自らの学修成果を教職キャリアとの関連で省察できるとともに、本学のミッションである優れた教員の養成を担保しうる。</p> <p>・活動取組 2-2-B 大学院における学修成果の評価において「教員養成スタンダード（大学院）」の観点を加える手続きを定めている。院生と指導教員はスタンダードに則した面談を年2回以上持つことにより、学修成果を継続的に省察し、研究の促進に結びつけている。</p> <p>・活動取組 2-2-C 大学のミッションに対応したキャンパス利用を総合的計画のもと実現するための手続きとして「キャンパスマスタープラン」を策定している。マスタープランによってキャンパスの環境整備というハード面と学生の学びや生活といったソフト面を機能的に結びつけることにより、より有効な学修や研究に資することができている。</p>			

・活動取組2-2-D 卒業生・修了生及び勤務先管理職を対象とした追跡調査を複数年度にわたって計画的に実施する手続きを有している。IR・総合戦略企画室が書面によるアンケートと聞き取り調査を2～4年に1度実施し報告書を作成している。これらの調査の分析から、卒業生や修了生の現状を把握するとともに、学校現場の本学への期待や要望を抽出し、よりニーズにあった教員養成を進めている。

【改善を要する事項】

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）			
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧			
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等			
	2-3-2-01 平成26～令和元事業年度年度計画に係る自己点検・評価書			
	2-3-2-02 平成30・令和元事業年度年度計画に係る自己点検・評価書（ダイジェスト版）			
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等			
	2-2-4-09 第14回（令和元年度）学生生活実態調査報告書		再掲	
	2-3-3-01 【速報版】学生寄宿舍／下宿先から通学する学生の経済状況と修学可能性についての分析			
	2-3-3-02 「第13・14回（平成29年度・令和元年度）学生生活実態調査」追加分析報告書			
	2-2-4-07 卒業生・修了生及び勤務先管理職を対象とした調査の実施サイクルについて			再掲
	2-3-3-03 平成29年度兵庫教育大学学部出身若手現職教員の修学・研修ニーズ等に関する調査結果まとめ（非公表）			
	2-3-3-04 平成29年度兵庫教育大学学部卒業・大学院修了の若手現職教員の勤務状況等に関する管理職対象調査結果まとめ（非公表）			
	2-3-3-05 平成30年度兵庫教育大学「大学院修了の若手現職教員を対象とした学びのニーズ等に関する調査」報告書（非公表）			
	2-3-3-06 平成30年度兵庫教育大学「兵庫教育大学（学部・大学院）出身若手教員の勤務先管理職を対象とした聞き取り調査」報告書（非公表）			
	2-3-3-07 令和元年度兵庫教育大学「大学院修了の現職教員を対象とした学びのニーズ等に関する調査」報告書（非公表）			
	2-3-3-08 令和元年度兵庫教育大学「兵庫教育大学大学院修了の現職教員の勤務状況等に関する調査」報告書（非公表）			
2-3-3-09 令和2年度兵庫教育大学「卒業生・修了生等を対象とした学びのニーズ等に関する調査」－卒業・修了生対象の調査結果に関する追加分析－（非公表）				
2-3-3-10 令和2年度兵庫教育大学「卒業生・修了生等を対象とした学びのニーズ等に関する調査」－管理職対象の調査結果に関する追加分析－（非公表）				
2-3-3-11 令和2年度兵庫教育大学「卒業生・修了生等を対象とした学びのニーズ等に関する調査」－卒業生・修了生等調査の成果と課題－（非公表）				

	2-3-3-12 学生・教職員FD活動交流会実施結果（平成26年度～令和2年度）		
	2-3-3-13 ファカルティ・ディベロップメント推進委員会活動報告書（平成26年度～令和2年度）		
	2-2-4-05 学生と役員等とのミーティング実施状況		再掲
	2-2-4-06 令和2年度学生と役員等とのミーティング		再掲
	2-3-3-14 学生による授業評価に関するアンケート結果		
	2-2-4-03 令和2年度前期「学生による授業評価」実施結果		再掲
	2-2-4-04 令和2年度後期「学生による授業評価」実施結果		再掲
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-1-2-01 第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 国立大学法人兵庫教育大学		再掲
	2-1-2-02 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻認証評価結果		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-4] ○第三者による評価を通じて教育課程の自己点検・評価を行うことについて 第三者による評価については、法人の教育研究についての客観的な意見を得る貴重な機会ととらえている。教育研究の質の維持向上は大学としての責務であり、大学が自己点検・評価により課題を認識し、内部質保証に取り組むことは、大学のミッションを遂行するために必要不可欠であると考え。評価内容を真摯に受けとめ、優れていると評価された点はより一層の向上に向けて、また課題として指摘を受けた点は速やかな改善に向けて取り組むために、内部質保証を機能させることが重要である。 第三者評価において、教職大学院の定員未充足についての指摘を受けたことについて、本学では、令和3年度からの新しい夜間コースの開設、令和4年度からの小中連携教育プログラムの開設、コースの改組、夜間クラス的大幅拡充等を実施・予定しており、令和3年度はわずかではあるが入学者が増加した。内部質保証の取り組みと成果であると考え。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組2-3-A] 学生生活実態調査は、2年に1回実施しており、就職、学生寄宿舍、通学等100項目以上の調査を実施している。学生からの大学への要望等については、報告書に大学の対応を掲載し、学生へ還元している。また、調査結果はさらに分析を行い、課外活動施設の整備や学生寄宿舍インフラ整備等を行っている。	2-2-4-09 第14回（令和元年度）学生生活実態調査報告書		再掲
	2-3-3-01 【速報版】学生寄宿舍／下宿先から通学する学生の経済状況と修学可能性についての分析		再掲
	2-3-3-02 「第13・14回（平成29年度・令和元年度）学生生活実態調査」追加分析報告書		再掲
[活動取組2-3-B] 「平成29年度兵庫教育大学学部出身若手現職教員の修学・研修ニーズ等に関する調査結果まとめ」から、若手教員が最も苦慮している問題は、発達上の課題を抱えた幼児・児童・生徒への対応、学級経営、保護者対応等であった。調査結果を踏まえ、学部3年次生を対象に、集団討議、模擬授業、場面指導などの演習を通して、教師になるための実践的な指導力を養うことを目的として「教師力養成特別演習Ⅰ・Ⅱ」を平成30年度から開講した。	2-3-3-03 平成29年度兵庫教育大学学部出身若手現職教員の修学・研修ニーズ等に関する調査結果まとめ（非公表）		再掲
	2-3-B-01 令和3年度「教師力養成特別演習Ⅰ・Ⅱ」授業計画		

<p>[活動取組2-3-C] 管理職を対象とした調査において、「兵庫教育大学への研修機会の提供の希望」についての調査項目で、特別支援に関する知識・対応、学習指導・授業の技術や方法への要望が高い割合となった。これを受けて、新たな研修プログラムを研究し、令和元年度から兵庫県の中堅教諭等資質向上研修として試行的に実施している。研修プログラムについては引き続き研究開発を行っている。</p>	<p>2-3-3-06 平成30年度兵庫教育大学「兵庫教育大学（学部・大学院）出身若手教員の勤務先管理職を対象とした聞き取り調査」報告書（非公表）</p>		再掲
	<p>2-3-C-01 令和2年度中堅教諭等資質向上研修</p>		
<p>[活動取組2-3-D] 良い授業を構成する要素を抽出し、授業評価票を作成した。その結果を分析し、令和元年度に「授業改善の具体的な指針—学生による授業評価から見た良い授業とは—」をまとめ、教員に周知した。</p>	<p>2-3-D-01 授業改善の具体的な指針—学生による授業評価から見た良い授業とは—</p>		
	<p>2-3-D-02 授業評価票</p>		
<p>[活動取組2-3-E] 学生と学長をはじめとする役員等とのミーティングを、毎年度数回実施している。令和2年度は、大学院学生とのミーティングを3回、学部学生とのミーティングを2回実施した。学生からは授業、図書館や自主的学修施設の利用、大学ウェブページや就職支援等についての意見が出された。このミーティングで、大学運営のための貴重な意見が得られている。</p>	<p>2-2-4-05 学生と役員等とのミーティング実施状況</p>		再掲
	<p>2-2-4-06 令和2年度学生と役員等とのミーティング</p>		再掲
<p>[活動取組2-3-F] 役員、教育改善推進室、教育実習総合センターにおける内部質保証に関する議論のなかで、3年次で行う初等基礎実習（附属小学校・附属幼稚園）が学生の進路選択に決定的な影響を与えており、指導教員に対して教育実習の意義について再確認する必要があるとの結論に達した。これを受け、教育実習総合センターと教員養成・研修企画室のもとで、附属学校園で実施される教育実習の質を担保するために、①実習生に対する指導経験の少ない教員への支援、②実習指導教員への支援を踏まえた質の向上、③附属学校園と大学との密接な連携による実地教育の効果的な実施を目的として、令和2年度に附属学校園実地教育指導教員研修プログラムを開発し、令和3年度から実施する予定である。</p>	<p>2-3-F-01 令和3年度実地教育に係る実習指導教員研修プログラム（基本モデル）</p> <p>2-3-F-02 ここだけは押さえておきたい！実地教育サポートガイド</p> <p>2-3-F-03 令和3年度実地教育サポートガイド</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組2-3-Fについて、役員、教育改善推進室、教育実習総合センターにおける内部質保証に関する議論のなかで、3年次で行う初等基礎実習（附属小学校・附属幼稚園）が学生の進路選択に決定的な影響を与えており、指導教員に対して教育実習の意義について再確認する必要があるとの結論に達した。これを受け、教育実習総合センターと教員養成・研修企画室のもとで、附属学校園で実施される教育実習の質を担保するために、①実習生に対する指導の経験の少ない教員への支援、②実習指導教員への支援を踏まえた質の向上、③附属学校園と大学との密接な連携による実地教育の効果的な実施を目的として、令和2年度に、附属学校園実地教育指導教員研修プログラムを開発した。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類 2-4-1-01 役員会規則			
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		再掲	
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02 大学改革戦略会議規程			
	2-4-1-03 大学改革戦略会議の検討内容及び実施内容等について			
	2-4-1-04 令和元年度教職大学院改革委員会付託事項について			
	2-4-1-05 学部改革検討委員会設置要項			
	2-4-1-06 学部改革委員会規程			
	2-4-1-07 学部改革検討委員会議事録（平成28年度第1回～平成29年度第4回）（非公表）			
	2-4-1-08 大学院組織再編会議設置要項			
	2-4-1-09 大学院組織再編会議議事録（平成28年度第1回～平成29年度第4回）（非公表）			
	2-4-1-10 教職大学院改革委員会規程			
	2-4-1-11 教職大学院改革委員会議事録（令和元年度第1回～令和2年度第3回）（非公表）			
	2-4-1-12 修士課程改革委員会規程			
	2-4-1-13 修士課程改革委員会議事録（教職大学院改革委員会と合同で開催）（非公表）			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				

【改善を要する事項】

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 教員選考基準を定める細則（非公表）		
	2-5-1-02 教員の評価基準の多様化について（非公表）		
	2-5-1-03 大学教員の業績評価指針（非公表）		
	2-5-1-04 大学教員の業績評価実施要項（非公表）		
	2-5-1-05 大学院学校教育研究科担当の認定手続に関する内規（非公表）		
	2-5-1-06 教員選考手続に関する内規（非公表）		
	2-5-1-07 大学院専門職学位課程教育職員審査細則（非公表）		
	2-5-1-08 年俸制適用教育職員の業績評価に関する細則（非公表）		
	2-5-1-09 大学院連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-10 大学教員の業績自己評価票（平成29年度）（非公表）		
	2-5-1-11 大学教員の業績自己評価票（平成30年度）（非公表）		
	2-5-1-12 大学教員の業績自己評価票（令和元年度）（非公表）		
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-10 大学教員の業績自己評価票（平成29年度）（非公表）			再掲
2-5-1-11 大学教員の業績自己評価票（平成30年度）（非公表）			再掲
2-5-1-12 大学教員の業績自己評価票（令和元年度）（非公表）			再掲

<p>[分析項目 2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・ 明文化された規定類		
	2-5-2-01 教員業績評価制度検討委員会規程（非公表）		
	2-5-1-03 大学教員の業績評価指針（非公表）		再掲
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-1-04 大学教員の業績評価実施要項（非公表）		再掲
	2-5-1-10 大学教員の業績自己評価票（平成29年度）（非公表）		再掲
<p>[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	2-5-1-11 大学教員の業績自己評価票（平成30年度）（非公表）		再掲
	2-5-1-12 大学教員の業績自己評価票（令和元年度）（非公表）		再掲
	・ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-1-03 大学教員の業績評価指針（非公表）		再掲
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-1-04 大学教員の業績評価実施要項（非公表）		再掲
<p>[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	2-5-1-10 大学教員の業績自己評価票（平成29年度）（非公表）		再掲
	2-5-1-11 大学教員の業績自己評価票（平成30年度）（非公表）		再掲
<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	2-5-1-12 大学教員の業績自己評価票（令和元年度）（非公表）		再掲
	・ FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
	・ 教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・ 教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 事務組織規程		
	2-5-5-02 事務局事務分掌細則		
<p>・ 教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>	2-5-5-03 事務系職員配置表		
	2-5-5-03 事務系職員配置表		再掲

	<ul style="list-style-type: none"> ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やT A等の配置状況、活用状況が確認できる資料 		
	2-5-5-04 令和2年度クラス・アシスタント配置科目等一覧		
	2-5-5-05 令和2年度ティーチング・アシスタント配置科目等一覧		
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	2-5-6-01 令和2年度年間研修実績		
	2-5-6-02 教職員SD研修体系		
	<ul style="list-style-type: none"> ・T A等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 		
	2-5-6-03 クラス・アシスタント実施要項		
	2-5-6-04 ティーチング・アシスタント実施要項		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組2-5-A] 令和元年10月2日付けで「国立大学法人兵庫教育大学クロスアポイントメント制度に関する規程」を制定した。この制度により令和2年度に大学教員2名、プロジェクト研究員1名の採用を行った。	2-5-A-01 クロスアポイントメント制度に関する規程		
[活動取組2-5-B] 文部科学省、兵庫県教育委員会等との交流人事協定に基づき、大学教員を採用している。令和2年度は、3名（文部科学省から1名、兵庫県教育委員会から2名）の交流者が在籍しており、これによって実務家教員による教育・研究の活性化及び進展が図られている。	2-5-B-01 職員の出向に関する協定書（非公表） 2-5-B-02 人事交流に関する覚書（非公表）		
[活動取組2-5-C] 主に次の4つのFD活動に取り組んできた。①学生による授業評価と評価方法の改善、②アクティブ・ラーニング研究会の実施、③ベストクラスの選定・公表、④授業公開、である。なかでも、平成26年度開講科目から選定を開始した「ベストクラスの選定・公表」は、兵庫教育大学独自の取組といえる。授業は教員と学生が一緒になってつくるものという考え方に基づき、教育の質向上のため、よい授業を教職員と学生が共有することを目的とした取組である。兵庫教育大学のFD活動の特徴は、「教職協働」と「学生参画」にある。この具現のために、学生と教職員がFDについて公式に議論する場として「学生・教職員FD活動交流会」という組織も設けている。ベストクラスというアイデアは、この組織における議論をもとに生まれたものである。	2-5-C-01 学生・教職員FD活動交流会実施要項 2-5-C-02 令和2年度ファカルティ・ディベロップメント推進委員会活動報告書		

<p>[活動取組2-5-D] 研究活動の活性化のため、科学研究費補助金の申請を行った者や、民間助成金等に申請した者、論文や学会発表を行った者等に対するインセンティブとして研究費を配分している。</p>	<p>2-5-D-01 令和2年度研究活動の活性化に関するインセンティブ方策について（非公表）</p>		
<p>[活動取組2-5-E] 学校現場等において経験を積むことが必要と認められる、学校現場での指導経験のない教員や、学校現場での指導経験等を有するが、採用後10年以上経過した教員等に対する附属学校等での研修制度を設けている。</p>	<p>2-5-E-01 実務経験研修実施要項 2-5-E-02 実務経験研修成果報告書・記録簿</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動取組2-5-Bについて、文部科学省、兵庫県教育委員会と人事に関する協定を結び、人事交流を行っている。文部科学省から派遣された1名は教育政策リーダーコースに所属し、「教育行財政の立案と分析」、「教育政策トップリーダーインターンシップI~V」を担当した。兵庫県教育委員会からの2名のうち1名は、学校経営コースに所属し学部の「教職原論」、専門職学位課程の「学校組織マネジメントと学校評価」を担当し、他の1名は教員養成・研修高度化センターに所属し教員研修プログラムの開発に従事した。このように、実務経験や学校現場での指導経験を活かして、本学の教育・研究の活性化が図られている。 活動取組2-5-Cについて、取り組んできたFD活動のうち、特に平成26年度開講科目から選定を開始した「ベストクラスの選定・公表」は、兵庫教育大学独自の取組といえる。授業は教員と学生が一緒になってつくるものという考え方にに基づき、教育の質向上のため、よい授業を教職員と学生が共有することを目的とした取組である。兵庫教育大学のFD活動の特徴は、「教職協働」と「学生参画」にある。この具現のために、学生と教職員がFDについて公式に議論する場として「学生・教職員FD活動交流会」という組織も設けている。ベストクラスというアイデアは、この組織における議論をもとに生まれたものである。また、オンライン授業を経験した本学教職員が、今後のハイブリッド化に向き合い、教師教育について深く豊かに思考するための視点を学ぶ研究会として、教員養成・研修高度化センターとFD推進委員会の共催によるSociety5.0×Teacher Education研究会を2回開催した【12月に第1回を開催、2月に第2回を開催】。さらに、Society5.0×Teacher Education研究会終了後には、新たな試みとなる「FDサロン」を開催した。これは、研究会に参加した教職員がその内容を振り返って意見交換することにより、理解の深化を図るとともに今後のFD活動の展開可能性を探求するもので、教職員による語り合い学び合いの場となった。 活動取組2-5-Dについて、研究活動の活性化に関するインセンティブ方策を毎年策定し、科学研究費補助金の申請を行った者のうち規模の大きな種目に申請した者や、40歳未満の若手教員、民間助成金等に申請した者、論文や学会発表を行った者等に対するインセンティブとして研究費を配分している。また、採択者や民間研究助成並びに受託研究、受託事業及び民間等との共同研究の獲得者（研究代表者）も別途インセンティブを設けており、研究者のモチベーションアップにつながっている。このことにより、大学全体としての研究活動が活性化されている。 活動取組2-5-Eについて、学校現場等において経験を積むことが必要と認められる、学校現場での指導経験や関連業種の実務経験がない教員や、学校現場での指導経験等を有するが、採用後10年以上経過した教員等に対する附属学校等での研修制度を設けている。令和元年度は、学校現場での指導経験のない教員のうち2人が附属中学校において研修を実施した。研修を行った教員からは、「大学の教員免許関連科目の指導に役立つ知見が得られたとともに、教科間のクロス・カリキュラムの実践研究に向けた枠組みの作成が実現した。」、「大学における教育及び研究活動のための実践的指導力向上に寄与するものと考えられる。」（実務経験研修成果報告書より）といった報告があった。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止） 			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 第17期事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 独立監査人の監査報告書		
	3-1-1-03 監事監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 予算と決算が30%以上乖離している項目の理由		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		

	1-3-2-04 運営組織等・役職員		再掲
	2-4-1-01 役員会規則		再掲
	3-2-1-01 経営協議会規則		
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		再掲
	3-2-1-02 大学院連合学校教育学研究科運営会議規程		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-06 役職者等名簿		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項一覧・危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3-2-A] ・新型コロナウイルス感染症への包括的対応のため、学長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症危機対策本部」を設置し、令和2年2月28日から週に2回の頻度で開催している。また、役員による調整会議を毎日30分程度行っている。 ・同感染症に係る本学における警戒レベルを0（注意）～3（高度警戒）として設定した。 ・令和2年4月に同本部内に授業、学生生活、実地教育、附属学校、入試等の各業務に対応するチームを設置し、オンライン授業実施のための教職員研修、対面授業再開のための感染対策、教職員の衛生管理、学内施設の利用の制限や解除の決定・周知、文部科学省や兵庫県からの通知等への対応等、幅広い危機管理を実施している。 ・学生への通知等は本学ウェブページに随時掲載して周知を図った。	3-2-A-01 新型コロナウイルス感染症危機対策本部の体制について		
	3-2-A-02 新型コロナウイルス感染症への対応について（大学ウェブページ）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組3-2-Aについて、新型コロナウイルス感染症への包括的対応のため、学長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症危機対策本部」を設置し、定期的に会議を開催するとともに、役員間では毎日30分程度の調整会議において情報を共有し、迅速に課題に対応している。また、同感染症に係る独自の警戒レベルを設定し、学生に注意喚起を行っている。本部内に、授業、学生生活、実地教育、附属学校、入試等の各業務に対応するチームを設置し、オンライン授業実施のための教職員研修、対面授業再開のための感染防止対策、教職員の衛生管理、学内施設の制限や解除の決定・周知、文部科学省や兵庫県からの通知等への対応等、幅広い危機管理を実施している。結果として、令和2年度においては、学内における感染は発生しなかった。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</p>	<p>・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）</p> <p>3-3-1 事務組織一覧</p>		
	<p>・根拠となる規定類</p> <p>2-5-5-01 事務組織規程</p>		再掲
	<p>2-5-5-02 事務局事務分掌細則</p>		再掲
	<p>・事務組織の組織図</p> <p>2-5-5-03 事務系職員配置表</p>		再掲
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組3-3-A] 教育政策の急激な変化、エビデンスに基づく評価、Society5.0の到来など、大学や学校教育を取り巻く環境の変化は目まぐるしいものがある。また、新規の課題・事業の多くは関係各課のコラボレーションが求められるケースが多い。そのため、教員養成・研修高度化センターの事務体制については、各課題・事業に応じて、関係各課・室を横断する仕組みとしてマトリクス組織を導入した。具体的には、総務、財務、学務の三課の副課長を教員養成・研修高度化センターの事務組織の副課長として兼務させ、限られた事務職員のリソースを有効に活用するとともに、関係各課と緊密な連携をとりながら、迅速に新規事業の策定・遂行ができる体制を構築した。</p>	<p>3-3-A-01 教員養成・研修企画室と他部署との連携</p> <p>3-3-A-02 教員養成・研修企画室の事務組織（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組3-3-Aについて、教育政策の急激な変化、エビデンスに基づく評価、Society5.0の到来など、大学や学校教育を取り巻く環境の変化は目まぐるしいものがある。また、新規の課題・事業の多くは関係各課のコラボレーションが求められるケースが多い。そのため、教員養成・研修高度化センターの事務体制については、各課題・事業に応じて、関係各課・室を横断する仕組みとしてマトリクス組織を導入した。具体的には、総務、財務、学務の三課の副課長を教員養成・研修高度化センターの事務組織の副課長として兼務させ、限られた事務職員のリソースを有効に活用するとともに、関係各課と緊密な連携をとりながら、迅速に新規事業の策定・遂行ができる体制を構築した。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること</p>	<p>・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）</p> <p>3-4-1 教職協働の状況</p>		
<p>[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること</p>	<p>・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）</p> <p>3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組3-4-A] 令和元年度より、Society5.0時代に向けた研修を、全教職員向けに実施している。令和2年度は10回実施し、すべて遠隔会議システムZoomで配信するとともに、リアルタイムでの参加ができない人向けにオンデマンドで受講できるよう研修資料及び研修動画を大学ウェブページ（学内専用）に掲載している。</p>	<p>3-4-A-01 Society5.0研修会</p>		
<p>[活動取組3-4-B] 教員と職員とが連携して能力を向上させている取組として、ハラスメント相談員を対象とした研修会がある。ハラスメント相談員とは、ハラスメントなどの人権侵害に関する相談窓口として相談者からの相談を受け、人権委員会委員長に相談内容を報告する立場にある者である。令和2年度の相談員は、教員12名、事務職員5名の、計17名からなる。令和元年度、令和2年度においては、ハラスメントにかかる全学研修会を全ての教職員が受講した後、ハラスメント相談員研修会を実施した。相談員としての業務内容を確認するとともに、相談員としての自らの経験を語り、守秘義務に抵触しない情報を共有しあうことで、相談員としての資質・能力の向上に努めている。</p>	<p>3-4-B-01 ハラスメント防止ガイドライン</p> <p>3-4-B-02 ハラスメント防止研修の開催について</p>		

<p>[活動取組3-4-C] 本学に設置されている障害学生支援室には、障害学生に対する修学上の支援や学生生活の支援を円滑に行うために、障害学生支援室連絡会議を置くことが「国立大学法人兵庫教育大学障害学生支援室設置要項」に義務づけられている。令和2年4月現在の連絡会議の構成員は、教員3名、事務職員6名からなる。令和2年度は、視覚障害学生の受け入れのため、学内の段差の解消、点字シートの設置、ボランティアスタッフの増員をはかり、令和3年3月18日（木）には、「歩行訓練士から見た視覚障害学生の支援について」というタイトルで、視覚障害学生支援の理解啓発研修会を開催した。</p>	<p>2-1-3-05 障害学生支援室設置要項</p>	<p>再掲</p>
	<p>3-4-C-01 視覚障害学生支援の理解啓発研修会の開催について</p>	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組3-4-Aについて、令和元年度より実施しているSociety5.0時代に向けた研修は、リアルタイムでの参加者は毎回100人以上である。令和2年度第6回研修より参加者へのアンケートを実施しているが、各回高評価が得られている。すべて遠隔会議システムZoomで配信するとともに、リアルタイムでの参加ができない人向けにオンデマンドで受講できるよう研修資料及び研修動画を学内のウェブページに掲載し、すべての大学関係者が参加できるよう配慮している。令和元年度Society5.0研修会1（令和元年12月25日開催）では、「Society5.0時代の学び1」と題して、Society5.0の社会像や求められる人材像、学びの在り方について、基礎的な知識を共有することを目的として実施され、大学教員、事務職員、附属学校教員など150人が参加した。また、令和2年度第1回研修会では、「遠隔講義に向けた『Zoom & LiveCampusの基本的な活用法』」と題して、遠隔講義を実施するための基礎的・基本的な方法を修得することを目的として実施され、約120名の大学教員、事務職員が参加した。大学関係者が連携し、能力を向上させることができるよう取り組んでいる。

【改善を要する事項】

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること</p>	<p>・監事に関する規定</p> <p>3-5-1-01 監事監査規程</p> <p>3-5-1-02 監事監査実施基準</p> <p>・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）</p> <p>3-1-1-03 監事監査報告書</p> <p>・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果</p>		<p>再掲</p>
<p>[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること</p>	<p>・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）</p> <p>3-5-2-01 監査計画概要説明書（非公表）</p> <p>・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）</p> <p>3-1-1-02 独立監査人の監査報告書</p>		<p>再掲</p>
<p>[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p>	<p>・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）</p> <p>3-5-3-01 監査室設置要項</p> <p>・内部監査に関する規定</p>		

	3-5-3-02 内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和2年度内部監査報告書（非公表）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 監事、監査法人と監査室の監査業務のフロー		
	3-5-4-02 監査人と理事者とのディスカッション（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式1		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況	
・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 嬉野台地区バリアフリーマップ			
4-1-3-02 主な建物一覧（耐震化状況）			
・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-03 外灯設置場所			
4-1-3-04 主な防犯カメラ設置位置（非公表）			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること		・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）調査票	
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）調査票		
	[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>[活動取組4-1-A] 附属図書館に附置する「教材文化資料館」は、本学創立30周年記念事業の一環として、日本における教育実践学の教育研究拠点となることを目指し、授業実践の改善に資する教材文化資料を収集・開発・発信する場として設立され、平成21（2009）年10月1日に開館した。収蔵品は、本学が収集してきた教科書や指導資料、教材などのほか、本学元教員や地域の方々から寄贈された歴史的に価値の高いもの、また全国の学校現場から収集した現在の授業実践に関する資料である。これらの資料をもとに、年2回の企画展を実施している。</p>	<p>4-1-A-01 教材文化資料館ウェブサイト</p>		
<p>[活動取組4-1-B] 共通講義棟など授業に利用する教室を中心に、学内ネットワークの無線アクセスポイントを大幅に増設・移設することで、情報端末を活用した学生の学修環境をさらに充実した。令和2年度学部新入生からのBYODによる端末必携化に伴い、教室内から授業時に接続される学生端末数が、年次進行で増加することとなった。従前から教室でも学内無線ネットワークは利用可能であったが、室内に電波状態が芳しくない部分があり、接続数や帯域も限られていた。このため、共通的に使用される教室については、収容定員に応じて大教室は3台、中教室は2台、小教室でも1台となるよう、全ての室内にアクセスポイントを設置した。同時に既設アクセスポイントの一部を移設し、廊下はホール部分を中心に安定的な通信電波が確保される状態とした。また、共通講義棟から学内幹線への接続を強化し、従前4倍の帯域を利用可能とした。なお、教室内の提示用設備等も別途整備されている。</p>	<p>4-1-B-01 無線LAN (HUTE Wi-Fi) アクセスポイント一覧</p>		
<p>[活動取組4-1-C] 加東キャンパスでは、令和2年度後期10月からは対面授業とオンライン授業のハイブリッドとなり、学内でオンライン授業を受講する学生のためのスペース（教育子午線ホール）を設けた。</p>	<p>4-1-C-01 【大学院・通知】後期の履修登録変更及び授業履修等について</p> <p>4-1-C-02 【学部・通知】対面授業の合間にオンライン授業を受講する場合の対応について</p>		
<p>[活動取組4-1-D] 神戸ハーバーランドキャンパスでは、令和2年度後期10月からのオンライン授業を受講する学生のためのスペース（講義室2とコンピュータ教室）を設けた。</p>	<p>4-1-D-01 【大学院・通知】神戸ハーバーランドキャンパス内のWi-Fiを使用しているオンライン授業の受講について</p>		
<p>[活動取組4-1-E] 令和2年10月より、自主的学修環境（キャリアセンター、ボランティアステーション、アクティブラーニングスタジオ、ラーニングコモンズ（PAO）等）においては、3密を避けるため人数制限や時間制限を設けているものの、コロナ禍でも自主的学修に利用できるようにしている。</p>	<p>4-1-E-01 自主的学修環境におけるコロナ対応状況一覧</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組4-1-Aについて、本学附属図書館には、教材文化資料館が併設されている。平成21（2009）年度の開設以来、教材文化資料館では、これまでに附属図書館が収集してきた教科書や指導資料、教材などのほか、学校現場から収集した授業実践に関する資料をもとに、その時々学校教育のホットな話題をテーマとして取り上げ年2回の展示を実施してきた。特に、「第20回展 人と木のひととき—就学前教育におけるESDとおもちゃー」（令和元年度前期）は好評で、来館者が5,091名を数えた。こうした企画展は、教育実践学を標榜する本学の特徴を学外に発信するとともに、地域住民を巻き込みながら、将来教職に携わる学部生、大学院生の教師としての資質向上に繋がっている。</p>			

・活動取組4-1-Bについて、無線アクセスポイント等を充実したことで、BYODによる必携端末を活用した学生の学修環境が改善され、学内通信の利用増加にも対応可能な見通しとなった。授業用途以外の学生所有スマートフォン等も考慮し、室内で収容定員を大きく上回る接続数を確保したことは、授業中の安定的な学修利用に寄与すると考えられる。既設の室外アクセスポイントを移設し、ホール部分を中心に設置したことは、教室における授業目的の通信阻害を避けつつ、棟内廊下等での学生生活上の通信利用環境を提供することに寄与すると考えられる。また、共通講義棟から学内幹線への接続を増強したことで、学内設置のサーバへ高速にアクセスすることが可能になっていると考えられる。

・活動取組4-1-Cについて、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するために、オンラインでの授業を実施できるよう、学生へのICT環境準備支援を行った。また、授業用機器の貸与を希望する学生には、パソコン、タブレット、無線Wi-Fiルーターの貸し出しを行った。教員には遠隔授業に際して聴覚障害学生への配慮を求めた。これらの取組により、すべての学生がオンライン授業を受けられるようになった。

【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 保健管理センター規則			
	4-2-1-02 学生相談支援実施要項			
	2-1-3-07 教職キャリア開発センター規程			再掲
	4-2-1-03 キャリアセンターリーフレット			
	4-2-1-04 キャリアセンターの指導體制			
	4-2-1-05 クラス担当教員の手引（抜粋）			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-06 人権委員会規程			
	4-2-1-07 ハラスメントの防止等に関する規程			
	3-4-B-01 ハラスメント防止ガイドライン			再掲
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-08 学生生活支援、就職支援（大学ウェブページ）			
4-2-1-09 令和2年度学校教育学部入学生配付資料等一覧				
4-2-1-10 学生生活案内2020				
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1 相談・助言体制等一覧			再掲	

	4-2-1-11 保健管理センターにおける心療相談件数		
	4-2-1-12 学生なんでも相談窓口相談件数		
	4-2-1-13 令和2年度キャリアセンター学生相談実績		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況 ・ 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-01 留学生のための生活必携		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制 4-2-4-01 障害を理由とする差別の防止等に関する規程 4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 4-2-4-03 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項 4-2-4-04 障害等にかかる支援・配慮申請書の取扱いについて 2-1-3-05 障害学生支援室設置要項		再掲
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧 ・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-1-10 学生生活案内2020 ・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-01 日本学生支援機構奨学金貸与者数一覧 ・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 4-2-5-02 奨学金・授業料免除等一覧（非公表） 4-2-5-03 学生奨学金取扱要項 4-2-5-04 特例制度利用者奨学金取扱要項 4-2-5-05 大学院学校教育研究科の学生のための学会発表奨励金取扱要項 4-2-5-06 現職教員のための研究経費取扱要項 4-2-5-07 大学院同窓会研究助成金規程 ・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		再掲

	4-2-5-08 授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程		
	4-2-5-02 奨学金・授業料免除等一覧（非公表）		再掲
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-09 学生居住施設規則		
	4-2-1-10 学生生活案内2020		再掲
	4-2-5-10 学生寄宿舎入居状況一覧		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	2-5-5-04 令和2年度クラス・アシスタント配置科目等一覧		再掲
	2-5-5-05 令和2年度ティーチング・アシスタント配置科目等一覧		再掲
	2-5-6-03 クラス・アシスタント実施要項		再掲
	2-5-6-04 ティーチング・アシスタント実施要項		再掲
	4-2-5-11 令和2年度学内ワークスタディ募集一覧		
	4-2-5-12 令和2年度学内ワークスタディ事業費実績		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
[活動取組4-2-A] 教職キャリア開発センターに「就職支援・キャリアデザイン部門」及び「ボランティア部門」の二つの部門を設けている。 「就職支援・キャリアデザイン部門」では、学生の就職相談や進路支援、キャリアデザイン講座等を実施している。「ボランティア部門」では、学校等の教育関係機関を中心としたボランティア情報の収集や学生への情報提供を行っている。	2-1-3-07 教職キャリア開発センター規程		再掲
	4-2-A-01 ボランティアステーション（大学ウェブページ）		
[活動取組4-2-B] 教職キャリア開発センターでは、公立小学校、中学校、高等学校の元校長等を専任のキャリア開発指導員として配置し、学生からの進路相談等に応じている。更に、指導員を中心として、教員採用試験対策講座や教師力を養成する演習等を企画・立案し、年間を通して実施している。 また、教育実習総合センターでは、公立小学校、中学校、高等学校の元校長等をコーディネーターとして配置し、専門職学位課程の実習における実習校とのマッチングや、実習に伴う様々な相談に応じている。	4-2-1-04 キャリアセンターの指導体制		再掲
	4-2-B-01 連携協力校における実習生受入ガイド令和3（2021）年度		

<p>[活動取組 4-2-C] 教員養成・研修高度化センターでは「教員養成高度化セミナー」として、教育実習総合センターが大学院学部新卒学生を対象とした「教育実践サポート」を、教職キャリア開発センターが大学院学部新卒学生、学部学生を対象とした「教採対策サポート」を実施している。</p>	<p>4-2-C-01 令和3年度教員養成高度化セミナー実施計画</p>		
<p>[活動取組 4-2-D] 平成30年度から、学部3年次生を対象に集団討議、模擬授業、場面指導などの演習を通して、教師になるための実践的な指導力を養うことを目的とした「教師力養成特別演習 I・II」を正課外で開講し、その受講を4年次の「教職実践演習」の履修要件とした。令和3年度からはカリキュラムの改正により学部3年次生の正規の授業科目として位置付け授業を行っている。</p>	<p>4-2-C-02 令和3年度教員養成高度化セミナー教育実践サポート実施計画</p> <p>2-3-B-01 令和3年度「教師力養成特別演習 I・II」授業計画</p>		再掲
<p>[活動取組 4-2-E] 「就職ガイダンス」を核とする、学部4年間を通しての「教職・幼保キャリア形成スケジュール」を学生に周知するとともに、教員採用試験等対策を支援している。</p>	<p>4-2-E-01 令和3年度教職・幼保キャリア形成スケジュール</p>		
<p>[活動取組 4-2-F] 平成28年の障害者差別解消法の施行以降の合理的配慮希望者及び障害種の増加等を受けて、障害学生のニーズに添って支援を行うことができる体制整備を行った。平成29年度より障害学生支援室を立ち上げ、平成30年度には広く周知するためにウェブページを開設し、障害学生支援及び障害等に関する理解啓発を行った。さらにニーズを的確に捉え、速やかに適切な支援を行うことができる体制として、令和2年度より、これまで各部署が行ってきた障害学生支援を統括、調整するコーディネーターとして「特別支援コーディネーター」のポストを新たに設けた。</p>	<p>4-2-F-01 障害学生支援室（大学ウェブページ）</p>		
<p>[活動取組 4-2-G] 本学の特徴として、聴覚障害（聾を含む）のある学生が多い傾向にあり、これまでも聴覚障害のある学生に対して、ノートテイクや手話通訳を配置して情報保障による学修支援を行ってきた。更なる支援のために、補聴援助システム（ロジャー等）、音声文字化する支援機器やノートテイクのシステム（遠隔ノートテイク）を充実させた。 また、令和2年度には全盲の学生の学修支援に対応するため、基礎的整備（点字ディスプレイ、読み上げソフトなどの設置）を行った。大学院での研究等において、障害学生が主体的に活動できるよう、資料のテキスト化、点訳、点字の印刷などに関する支援機器の導入を行った。</p>	<p>4-2-G-01 ノートテイク、テキストデータ構成者大募集</p> <p>4-2-G-02 視覚障害学生支援に必要な支援機器等の購入リスト</p>		

<p>[活動取組4-2-H] 新型コロナウイルス感染症に関する本学独自の経済支援策として以下の5つの制度を構築し実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済的な理由による退学・休学を防止するための教職員の連携体制を構築した。 2. 全学生を対象として、授業料の納付時期を前期分は2ヶ月間（6月30日まで）、後期分は1ヶ月間（11月30日まで）延長した。 3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者のうち、授業料納付時期の猶予申請をした者の授業料納付期間を前期は8月末、後期は2月末まで延長した。 4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者のうち、当該事由に基づく公的支援を受給している者、又は事由発生後の世帯収入が前年と比較し2分の1以下となっている者を対象に、半期分授業料の3分の1の額を限度として免除を実施した。 5. 単身棟学生寄宿舎における帰省要請に伴う学生寄宿舎の各種経費の一部徴収免除を実施した。 	<p>4-2-H-01 経済的な理由による退学・休学を防止するための対応フローチャート</p> <p>4-2-H-02 経済的な理由による退学・休学を防止するための教職員間の連携について</p> <p>4-2-H-03 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生への経済的支援等について（大学ウェブサイト）</p> <p>4-2-H-04 授業料の納付について（大学ウェブサイト）</p> <p>4-2-H-05 新型コロナウイルス感染症による家計急変に係る授業料等の免除選考及び徴収猶予に関する申合せ</p> <p>4-2-H-06 単身棟学生寄宿舎における帰省要請に伴う学生寄宿舎の各種経費の取扱いについて</p> <p>4-2-H-07 寄宿料免除集計表</p>	
<p>[活動取組4-2-I] 遠隔授業を受講する学生への本学独自の経済支援策として、以下の2つの取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策事業」で不採用になった学生を対象に、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的困窮学生支援プロジェクト」による寄附金を基に、タブレット端末等の購入費用の一部として3万円の補助を実施した（24名）。 2. パソコンやWi-Fiルーターを持っていない学生に対して、パソコンやWi-Fiルーターの無償貸出を行った（延べ人数：学部生51名、大学院生60名）。 	<p>4-2-I-01 タブレット端末等の購入費用の補助について</p> <p>4-2-I-02 オンライン授業等の実施準備について</p> <p>4-2-I-03 授業用機器の返却、貸与延長及び貸与申請について</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動取組4-2-Bについて、教員養成・研修高度化センターでは、公立小学校、中学校、高等学校の元校長等を教職キャリア開発センターの専任のキャリア開発指導員として、教育実習総合センターではコーディネーターとして配置し、それぞれの立場から学生の進路相談等に応じている。キャリア開発指導員を中心として、教員採用試験対策講座や教師力を養成する演習等を企画・立案し、年間を通して就職対策支援を実施している。コーディネーターは専門職学位課程の実習における実習校とのマッチングや実習に関する指導、実習に伴う様々な悩みの相談に応じている。 ・活動取組4-2-Cについて、教員養成・研修高度化センターでは「教員養成高度化セミナー」として、教育実習総合センターが大学院学部新卒学生を対象とした「教育実践サポート」を、教職キャリア開発センターが大学院学部新卒学生、学部学生を対象とした「教採対策サポート」を実施している。教育実践サポートは、将来の学校現場を担う教員としての高度な実践的指導力を身につけることをねらいとして実施している。教採対策サポートは、教員採用試験対策講座等とおして、教員採用試験合格を目指し、教員としてふさわしい見識と実践的指導力を身につけることをねらいとしている。それぞれのサポートをとおして、学生の資質・能力を向上させている。 ・活動取組4-2-Dについて、「教師力養成特別演習Ⅰ・Ⅱ」を、平成30年度に開設し、学部3年次生を対象に、集団討議、模擬授業、場面指導などの演習を通して、教師になるための実践的な指導力を養うことを目的とした授業を正課外で行ってきた。一年間を通して講義・演習形式で行っており、この講座の受講は、4年次生の正課科目「教職実践演習」の履修要件とした。授業内容は、本学卒業・修了の「若手現職教員の修学・研修ニーズ等に関する調査報告書」に基づいた、学校現場で起こる諸問題や現代的な教育課題に対する理解を深めることができる内容となっている。令和3年度からは学部3年次生が正規の授業科目として「教師力養成特別演習Ⅰ・Ⅱ」を履修することになる。 		

・活動取組4-2-Fについて、障害学生支援室ウェブページを開設したことにより、窓口が明確になり、障害を持つ学生にとっては、本学の学びにアプローチしやすくなった。令和2年度から配置した「特別支援コーディネーター」の成果として、①障害学生のニーズに応じた支援が迅速に、的確にできるようになったこと、②障害学生支援ボランティアの募集・研修が充実したこと、③指導教員や授業担当教員と障害学生間の細やかな調整が可能になったこと、④内部および外部組織との連携が充実し支援が円滑に行えるようになったこと、が挙げられる。特別支援コーディネーターの配置により、障害を持つ学生においても令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症対策の遠隔授業をスムーズに受講する事ができた。

・活動取組4-2-Gについて、本学では、聴覚障害（聾を含む）や視覚障害（盲を含む）のある学生が、主体的に学べる学修環境を整備できており、常時複数の学生が在学できる状況にある。こうした状況は、他の学生にとっても授業をはじめとする学校生活全般での障害学生との共生体験を得ること、さらに支援経験を積むことができるので、特別支援教育に対応できる教員としての力量の形成につながっている。

・活動取組4-2-Hについて、新型コロナウイルス感染症に関する本学独自の経済支援策として、経済的な理由による退学・休学を防止するための教員間の連携体制の強化、授業料納付期間の延長や免除、学生寄宿舎寄宿料等の免除等の様々な制度を構築し、学生への経済的支援体制を整えたことによって就学機会の保証につながっている。

・活動取組4-2-Iについて、新型コロナウイルス感染症にかかる影響を受けた学生への経済的支援策として、タブレット端末等の購入費用の一部の補助及びパソコンやWi-Fiルーターの無償貸出を行った。その結果、経済的に困窮している学生でも急遽行われることになった遠隔授業をスムーズに受講することができた。

【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー（学校教育学部）		
	5-1-1-02 アドミッション・ポリシー（大学院学校教育研究科）		
	5-1-1-03 アドミッション・ポリシー（大学院連合学校教育学研究科）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組5-1-A] 連合学校教育学研究科の「アドミッション・ポリシー」では、「求める学生像」として「自立して研究・実践できる研究者及び専門職教育者を志向する人材」としている。その具体的内容については、資料「教育実践学コンピテンシーについて」にあるように、「教育実践に関する研究課題を見出し、仮説・検証を通して理論の構築を図ると共に新たな実践を創造・開発する活動を協働的に遂行し、指導することができる能力・資質」と明示されている。	5-1-A-01 教育実践学コンピテンシーについて		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 活動取組5-1-Aについて、連合学校教育学研究科の「アドミッション・ポリシー」では、「求める学生像」として「自立して研究・実践できる研究者及び専門職教育者を志向する人材」としている。その具体的内容については、資料「教育実践学コンピテンシーについて」にあるように、「教育実践に関する研究課題を見出し、仮説・検証を通して理論の構築を図ると共に新たな実践を創造・開発する活動を協働的に遂行し、指導することができる能力・資質」と明示されている。			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	5-2-1-01 令和3年度大学院学校教育研究科入学選抜試験の概要等の変更について-第2報-(非公表)		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-02 面接の要領等について（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-11 学校教育学部入学試験委員会規程（非公表）		再掲
	2-1-3-12 大学院学校教育研究科入学試験委員会規程（非公表）		再掲
	2-1-3-13 大学院連合学校教育学研究所入学選抜に関する内規（非公表）		再掲
	・ 入学選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-03 入学選抜の試験実施に係る実施要領等について（非公表）			
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
5-2-1-04 令和3（2021）年度入学選抜について（予告）（非公表）			
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 訪問調査報告書（国内外の大学における先進的な入学選抜方法の調査研究）（非公表）		
	・ 学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-02 学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組5-2-A] 平成31年度学部入試より、募集定員を推薦入試/学校推薦型選抜50人、一般入試/一般選抜(前期日程)80人、一般入試/一般選抜(後期日程)30人に変更した。全ての試験に面接を導入し、①教員になろうとする強い意志、②主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、③知識・技能、④思考力・判断力・表現力があるかを見ることとした。推薦入試/学校推薦型選抜、一般入試/一般選抜(前期日程)、一般入試/一般選抜(後期日程)について、大学入学センター試験/大学入学共通テスト、面接、個別学力試験を組み合わせ、各区分の入試を特色ある入試とすることによって、アドミッション・ポリシーに則った入試を実施するとともに、入学志願者数の増大をはかった。</p>	<p>5-2-A-01 入試方法が変わります！リーフレット</p>		
<p>[活動取組5-2-B] 令和3年度大学院入試では、当初、本学加東キャンパスにて筆記試験と対面での口述試験を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症への罹患を避けるために、急遽、オンラインでの口頭試問を実施することに変更し、オンライン入試を導入した。大学院入試委員会で体制を構築し滞りなく実施した。</p>	<p>5-2-1-01 令和3年度大学院学校教育研究科入学者選抜試験の概要等の変更について—第2報—(非公表)</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組5-2-Aについて、平成31年度学部入試より、学部入学者選抜方法調査による知見を活かし、推薦入試、一般入試/一般選抜(前期日程)、一般入試/一般選抜(後期日程)の全てに面接を導入し、①教員になろうとする強い意志、②主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度、③知識・技能、④思考力・判断力・表現力が、受験生に備わっているかを評定する入試に改めた。その結果、それぞれの試験区分ごとに、面接と大学入学共通テスト、小論文等の試験を組み合わせる特色ある入試を実施することができた。教育学部の志願者が減少している中で、本学では、平成31年度入試の志願者数が延べ899人となり前年度から205人増加(前年694人、前年度比1.3倍)した。これは他の教育系大学と比較しても大きな伸びであった。</p> <p>・活動取組5-2-Bについて、令和3年度大学院入試では、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するために、8月選抜、11月選抜、3月選抜ともに、全ての入学試験において、オンラインによる口述試験を実施した。オンラインによる試験を実施することにより移動中ならびに対面での試験による感染リスクをなくすことができた。加えて、受験者の中には身体障害者(車椅子使用)の受験者がいた。身体に障害を抱える受験生にとっても、オンラインによる入試を実施することにより試験会場までの移動の負担をなくすこととなった。今後、大学院教育ではICT機器を用いた授業の増加を展望するとき、受験の段階からICT機器を用いた試験を行うことは、入学後の院生の学ぶ体勢づくりになると考える。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	備考	再掲
<p>[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと</p>	<p>・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 認証評価共通基礎データ様式2</p> <p>・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料</p> <p>5-3-1-01 2021年度(令和3年度)からの教職大学院の改革について(非公表)</p> <p>5-3-1-02 令和2年度大学院学校教育研究科説明会の実施について</p> <p>5-3-1-03 教職大学院2021年度からスタートする5つの取組リーフレット</p> <p>5-3-1-04 令和4年度からスタートする新たな取り組み</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>〔分析項目5-3-1〕 本学の教職大学院は新人教員、ミドルリーダー、学校経営リーダー、教育政策リーダーと、教職のあらゆるキャリアステージを網羅し、現在の様々な教育ニーズに対応できる高度な専門性と実践力・応用力を備えた教員養成に取り組んでおり、各キャリアステージにおける養成する人物像に応じて令和2年度までは8つのコースを設定していた。平成31（令和元）年度、令和2年度は定員充足率が低くなっているが、この状況を改善するため、令和3年度から働きながら学べる14条特例（夜間クラス）による学校教育コース（定員20人）や小学校教員養成特別コースに学部段階で小学校教員免許取得済の者を対象とした2年制コース（定員5人）を新たに設置し、入学者の確保に努めている。ニーズが高い教育政策リーダーコース（定員7人）については、全国から学生が集まり、十分に定員を充足している。また、新設コースについては、詳しい紹介動画を作成し、YouTube等で配信するなど広報に努めている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>〔活動取組5-3-A〕 連合学校教育学研究科は令和元年度から、兵庫教育大学、上越教育大学、岡山大学、鳴門教育大学に、岐阜大学、滋賀大学を新たに加え、連合大学院の構成を6大学とした。併せて入学定員を4人増やして36人とした。令和元年度に実施した令和2年度入試は、入学定員36人に対し56人の志願者があり、志願倍率は1.56倍、入学者数は39人となった。平成30年度入試の志願倍率が1.69倍であったことと比較しても、拡充後も十分な倍率であり、令和3年度入試の志願者が60人、志願倍率は1.67倍となっており、拡充後も継続して志願倍率を維持していることから、十分に学生確保ができています。</p>	<p>5-3-A-01 令和3年度大学院連合学校教育学研究科入学者選抜試験の状況（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

兵庫教育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	学校教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	大学院学校教育研究科（修士課程）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）								
03	大学院学校教育研究科（専門職学位課程）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり： 国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）、教職大学院認証評価（教員養成評価機構）								
04	大学院連合学校教育学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-3-A】</p> <p>平成30年度に学部の課程名称を学校教育教員養成課程に変更し、令和元年度に入学する新入生から新教育課程の運用を開始した。新教育課程では卒業要件を128単位とし、この中で小学校1種免許状と中学校2種免許状、もしくは幼稚園1種免許状を取得することを課した。加えて「国語・数学・社会・英語」の教科と「理科・音楽・美術・保健体育・家庭・技術」の教科との間で、両方の免許状が取得できる時間割上の工夫を行うこと、中学校（技術）の免許状が取得できる課程認定の申請（令和2年度から運用）を行うことにより、実技系技能教科の免許状取得者を増やす仕組みを整備した。</p>	<p>6-3-A-01 (01)学校教育学部履修案内平成31年度入学生用</p> <p>6-3-A-02 (01)学校教育学部履修案内令和3年度入学生用</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、平成30年度に学部の課程名称を学校教育教員養成課程に変更し、令和元年度に入学する新入生から新教育課程の運用を開始した。新教育課程では卒業要件を128単位とし、この中で小学校1種免許状と中学校2種免許状、もしくは幼稚園1種免許状を取得することを課した。加えて「国語・数学・社会・英語」の教科と「理科・音楽・美術・保健体育・家庭・技術」の教科との間で、両方の免許状が取得できる時間割上の工夫を行うこと、中学校（技術）の免許状が取得できる課程認定の申請（令和2年度から運用）を行うことにより、実技系技能教科の免許状取得者を増やす仕組みを整備した。特に、中学校（技術）の免許状については、教育委員会から取得について問い合わせがあるほどに教育現場でのニーズが高まっており、そのニーズに応える対応を講じている。</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【取組活動6-4-A】</p> <p>平成31年4月入学生から新教育課程での教育を開始し、新たに開設した初年次教育「クラスセミナー」や「学校課題事例研究」の授業では、少人数構成かつアクティブ・ラーニングを取り入れた学生の主体的な学修を推進している。</p>	<p>6-4-A-01 (01)令和3年度「クラスセミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ」授業計画</p> <p>6-4-A-02 (01)令和3年度「学校課題事例研究Ⅰ」授業計画</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・取組活動6-4-Aについて、平成31年4月入学生から新教育課程での教育を開始し、実施の過程で発生した課題について、新設科目の授業運用や指導体系の運用の具体を検討しながら着実に実行している。新たに開設した初年次教育「クラスセミナーⅠ・Ⅱ」の授業では、少人数構成かつアクティブ・ラーニングを取り入れた学生の主体的な学修を推進できた。クラス担当教員間の連携を密にすることで、円滑な大学教育への導入とアカデミックスキルの修得を組織的に図る取組が進んでいる。「クラスセミナーⅠ・Ⅱ」の開講での成果を2年次まで拡大した初年次教育「クラスセミナーⅢ」や幅広い教養と探究の方法を身につける「教養ゼミ」、教育文化施設をフィールドとして、学校教育と関連する課題の検討や実際に学校現場に生起する現代的な教育課題の事例検討を行う「学校課題事例研究Ⅰ・Ⅱ」へと引き継ぎ、4年間を通じた系統立ったアクティブ・ラーニングの授業の充実を図ることができている。</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[活動取組6-5-A] 平成30年度より学部3年次を対象とした「教師力養成特別演習Ⅰ・Ⅱ」を開講している。教員就職を見据え、教師力を養成することを目的にした講座である。	6-5-A-01 (01)令和2年度「教師力養成特別演習」授業計画（出席状況含む）			
【優れた成果が確認できる取組】				
活動取組6-5-Aについて、平成30年度より学部3年次を対象とした「教師力養成特別演習Ⅰ・Ⅱ」を開講している。これは、教員就職を見据え、教師力を養成することを目的に開講される講座である。同科目については、令和元年度入学生から正規授業科目として位置付け、令和3年度より3年次になる学生から単位化されることになる。これまで、担当教員の振り返りや学生による授業評価、教員採用試験の合格率との関連分析等に基づき内容を充実させてきた。同授業科目開設以降、キャリアセンターでの就職に関する相談件数が平成30年度は2,581件、令和元年度は3,320件と増加するなど、学生の就職・キャリアに対する意識の向上を図ることができている。特に教員採用試験に関する3年次11月以降3月までの相談件数が平成29年度は月平均161件であったのに対して、平成30年度は月平均217件、令和元年度は月平均293件と増えていることから、教員就職・教員採用試験への意欲向上や早期の対策へとつながっている。				

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[活動取組6-6-A] 学校教育学部では、学生の成績や目標への到達度を正確に評価し、教育課程・教育内容の適切さや効果的な教育方法等が実行されているかを検証するため、5ページからなる詳細な「学修成果の方針（アセスメント・ポリシー）」を策定している。また、学部学修成果の評価において、教員に不可欠な資質能力として策定した「教員養成スタンダード」の観点を加え、到達度を客観的に評価する値(TSS: Teachers' Standard-based Score)の算出方法を定めている。	2-2-A-01 学校教育学部学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー） 6-6-A-01 (01)学校教育学部教員養成スタンダードの修得状況の確認（TSSと自己評価）			再掲
【優れた成果が確認できる取組】				
活動取組6-6-Aについて、学校教育学部では、学生の成績や目標への到達度を正確に評価し、教育課程・教育内容の適切さや効果的な教育方法等が実行されているかを検証するため、5ページからなる詳細な「学修成果の方針（アセスメント・ポリシー）」を策定している。これは4つの明確な方針（1. 学生個人の到達度の評価、2. 機関としての到達度の評価、3. 検証及び改善・向上・開発の方法、4. 情報公開）から構成され、それぞれの方針ごとにさらに細分化された規準・基準が定められている。これにより、学生が身に付ける資質能力については、ディプロマ・ポリシーに則して到達度を多面的に評価することが可能となる。また、学部学修成果の評価において、教員に不可欠な資質能力として策定した「教員養成スタンダード」の観点を加え、到達度を客観的に評価する値(TSS: Teachers' Standard-based Score)の算出方法を定めている。学生自らがTSSにより自己の資質能力の発達を確認することで、卒業までに身につけておくべき資質能力をバランス良く身につけることができる仕組みを構築している。				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[活動取組6-7-A]</p> <p>卒業研究の成績評価は、指導教員が学内で統一された評価基準を基に、客観性・透明性に十分に配慮しながら行うと共に、指導教員他1名の教員を加えた評価を行うことで厳格化を図っている。より厳格な卒業判定基準に資するため、令和元年度には、卒業研究の統一した成績評価基準を策定した。</p>	<p>6-7-A-01 (01)学校教育学部卒業研究の審査について</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>活動取組6-7-Aについて、卒業研究の成績評価は、指導教員が学内で統一された評価基準を基に、客観性・透明性に十分に配慮しながら行うとともに、指導教員他1名の教員を加えた評価を行うことで厳格化を図っている。より厳格な卒業判定基準に資するため、令和元年度には、卒業研究の統一した成績評価基準を策定した。具体的な基準は、卒業論文の場合、1) 研究目的が適切に設定されているか、2) 研究目的に関わる課題を明確にし、その達成に向けての取組方法が妥当であるか、3) 研究目的に即して、論文内容が論理的な整合性をもって展開されているか、4) 研究の理論的背景や課題解決のための適切な方法の記述、研究成果に対する考察がなされているか、5) 論文を作成するうえでの法令、研究倫理が遵守されているか、の5点であり、卒業論文以外の場合は、上記の観点及び基準に準じて行うこととした。</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 	<p>6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</p> <p>6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</p>		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[活動取組6-8-A]</p> <p>高い教員・保育士就職率を維持するための次の取組により、学生への動機付けを強化し、個人相談ブースの延べ利用件数は令和元年度3,320人で、平成29年度と比較して18.8%増加する等、学生のキャリアセンター利用が増加し、高い就職率を維持している。キャリアセンターでは次のような取り組みを行っている。</p> <p>(1) 「教職・幼保キャリア形成スケジュール」を作成し、学生に配付することにより、学部4年間の体系的に整備された教員採用試験等に係る重点的取組やその意義を周知すること。</p> <p>(2) 公式ツイッター、Web上の月間カレンダーを用いて、個人相談ブースの空き状況、教員採用試験対策講座や教員採用試験説明会等の開催について、情報発信を行い学生の参加を促すこと。</p> <p>(3) 教員に対しては、定例の教授会において、その翌月以降に実施する教員採用試験対策講座、教員採用試験説明会等の開催について案内を行い、学生への働きかけを促進すること。</p>	<p>4-2-E-01 令和3年度教職・幼保キャリア形成スケジュール</p> <p>6-8-A-01 (01)兵庫教育大学キャリアセンターツイッター</p>		再掲

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>活動取組6-8-Aについて、文部科学省が（平成31年1月31日に公表した「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）の平成30年3月卒業者の就職状況等について」において、本学学校教育学部の教員就職率は全国44大学中「第1位（75.0%）」となった。さらに、卒業生数から大学院進学者と保育士への就職者を除いた教員就職率でも「第1位（86.6%）」となった。逆に、未就職率は学校教育学部1.2%であり、極めて低い水準となっている。また、令和元年12月23日に公表された「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）の平成31年3月卒業者の就職状況等について」においても卒業生数から大学院進学者と保育士への就職者を除いた教員就職率は第2位（82.3%）であった。高い教員・保育士就職率を維持するための次の取組により、学生への動機付けを強化し、個人相談ブースの延べ利用者数は令和元年度3,320人で、平成29年度と比較して18.8%増加する等、学生のキャリアセンター利用が増加し、高い就職率と結びついている。</p> <p>(1) 「教職・幼保キャリア形成スケジュール」を作成し、学生に配付することにより、学部4年間の体系的に整備された教員採用試験等に係る重点的取組やその意義を周知したこと。</p> <p>(2) 公式ツイッター、Web上の月間カレンダー等を用いて、個人相談ブースの空き状況、教員採用試験対策講座や教員採用試験説明会等の開催について、情報発信を行い学生の参加を促したこと。</p> <p>(3) 教員に対しては、定例の教授会において、その翌月以降に実施する教員採用試験対策講座、教員採用試験説明会等の開催について案内を行い、学生への働きかけを促進したこと。</p>		

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[活動取組6-4-A] 教員養成スタンダード(大学院)の運用を平成28年度より開始した。教員養成スタンダード(大学院)とは、大学院生が高度専門職業人としての力量形成を確かなものにするために、入学時、2年次当初(長期履修者の場合は3年次当初)、そして修了時に、指導教員とともに振り返りミーティングを行い、教員としての基礎的な資質能力と専門的な資質能力獲得の現状と課題を確認するためのものである。令和元年度に、教員養成スタンダード(大学院)の専門性の実現に向けた自己評価票に記述された内容をもとに、大学院での学びを可視化するための取組を行い「教員養成スタンダード(大学院)に基づく学生の力量形成の状況」を取りまとめた。</p>	<p>6-4-A-01 (02)教員養成スタンダード(大学院)パンフレット</p>		
	<p>6-4-A-02 (02)教員養成スタンダード(大学院)に基づく学生の力量形成の状況</p>		

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組6-4-Aについて、教員養成スタンダード(大学院)を運用するなかで、「目標を継続的に意識し、課題を明確にすること」が目標達成への促進要因になることが明らかにされた。そこで、後期開始時に、大学院生と指導教員との面談を挟むことにした。こうした振り返りの結果をファイリングし、そこに記された自由記述を用いて、令和元年度には『教員養成スタンダード(大学院)に基づく学生の力量形成の状況』をまとめ、大学院修了生の学びの成果として可視化した。『教員養成スタンダード(大学院)に基づく学生の力量形成の状況』によると、大学院での学びの特徴として、強靱な探究力の獲得、理論に基づく実践の省察と学びを実践につなげることの往還、実習を通じた実践上の課題の意識化、同僚との協働によって得られるより豊かな実践上の知見の共有と継承というような学びの深まりを読み取ることができる。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-6-A] 令和2年4月に学校教育研究科では、学生の成績や目標への到達度を正確に評価し、教育課程・教育内容の適切さや効果的な教育方法等が実行されているかを検証するため、6ページからなる詳細な「学修成果の方針(アセスメント・ポリシー)」を策定した。	2-2-B-01 大学院学校教育研究科学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)		再掲
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-6-Aについて、学生の成績や目標への到達度を正確に評価し、教育課程・教育内容の適切さや効果的な教育方法等が実行されているかを検証するため、6ページからなる詳細な「学修成果の方針(アセスメント・ポリシー)」を策定した。これは5つの明確な方針(1. 学生個人の到達度の評価、2. 課程としての到達度の評価、3. 機関としての到達度の評価、4. 検証及び改善・向上・開発の方法、5. 情報公開)から構成され、それぞれの方針ごとにさらに細分化された規準・基準が定められている。これにより、学生が身に付ける資質能力については、ディプロマ・ポリシーに則して到達度を多面的に評価することが可能となる。また、大学院における学修成果の評価において「教員養成スタンダード(大学院)」の観点を加える手続きを定めている。院生と指導教員はスタンダードに則した面談を年2回以上持つことにより、学修成果を継続的に省察し、研究の促進に結びつけている。			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

<p>・活動取組6-4-Bについて、専門職学位課程では学生の多様なキャリア発達に応じた実習科目を設定している。小学校教員養成特別コースでは、実習科目(14単位)とインターンシップ(2単位)を配当し、教育実践だけでなく、地域連携の在り方を学修できる等の工夫を講じている。実習指導においては、教育実習総合センターを核とした実習運営体制を構築しており、センターが拠点となり、本学と兵庫県内238校(令和3年4月1日現在)の連携協力校、教育委員会、適応指導教室等との連携協力を推進している。同センターは、各コース教員と連携して、実習校のマッチングを行い、きめ細かな指導を行うとともに、ICT活用による実習期間中の進捗確認や悩み相談を実施しており、質の高い教育実習の実現に貢献している。また、学校経営コースの実習指導では、スーパーバイザー(実務家教員)、アカデミックアドバイザー(研究者教員)、メンター(実習校校長等)によるチーム指導体制がとられており、各教員の強みを生かした上で、理論と実践の融合及び専門職として必要な知識と実践的スキルの習得に努めている。</p>	
<p>・活動取組6-4-Cについて、教員養成スタンダード(大学院)を運用するなかで、「目標を継続的に意識し、課題を明確にすること」が目標達成への促進要因になることが明らかにされた。そこで、後期開始時に、大学院生と指導教員との面談を挟むことにした。こうした振り返りの結果をファイリングし、そこに記された自由記述を用いて、令和元年度には『教員養成スタンダード(大学院)に基づく学生の力量形成の状況』をまとめ、大学院修了生の学びの成果として可視化した。『教員養成スタンダード(大学院)に基づく学生の力量形成の状況』によると、本学大学院での学びの特徴として、強靱な探究力の獲得、理論に基づく実践の省察と学びを実践につなげることの往還、実習を通じた実践上の課題の意識化、同僚との協働によって得られるより豊かな実践上の知見の共有と継承というような学びの深まりを読み取ることができる。</p>	

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[活動取組6-6-A] 令和2年4月に学校教育研究科では、学生の成績や目標への到達度を正確に評価し、教育課程・教育内容の適切さや効果的な教育方法等が実行されているかを検証するため、6ページからなる詳細な「学修成果の方針(アセスメント・ポリシー)」を策定した。</p>	<p>2-2-B-01 大学院学校教育研究科学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)</p>		再掲

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-6-Aについて、学生の成績や目標への到達度を正確に評価し、教育課程・教育内容の適切さや効果的な教育方法等が実行されているかを検証するため、6ページからなる詳細な「学修成果の方針(アセスメント・ポリシー)」を策定した。これは5つの明確な方針(1.学生個人の到達度の評価、2.課程としての到達度の評価、3.機関としての到達度の評価、4.検証及び改善・向上・開発の方法、5.情報公開)から構成され、それぞれの方針ごとにさらに細分化された規準・基準が定められている。これにより、学生が身に付ける資質能力については、ディプロマ・ポリシーに則して到達度を多面的に評価することが可能となる。また、大学院における学修成果の評価において「教員養成スタンダード(大学院)」の観点を加える手続きを定めている。院生と指導教員はスタンダードに則した面談を年2回以上持つことにより、学修成果を継続的に省察し、厳格かつ客観的な評価を行っている。</p>	
--	--

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
		データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)				
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】				

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-3-A] カリキュラム・ポリシーに基づきカリキュラムを「総合共通科目」「専門科目」「課題研究」から構成している。	6-3-A-01 (04)大学院連合学校教育学研究科(博士課程)ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー		
	6-3-A-02 (04)授業科目及び学位について		

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、実践に根ざした研究者及び高度の研究・指導能力をもった人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育実践の構築に関わる教育研究の遂行のために教育課題を的確に把握し、課題解決の方略を提示することのできる総合的な資質・能力の育成を主要な目的とする「総合共通科目」、個別の研究課題について多様な専門的視点から総合的に検討し、課題解決能力を修得することを目的とする「専門科目」、博士論文への発展を期待する上で必要不可欠な演習として、学生の研究課題に即した知識・技能を修得し、研究能力を培うことを目的とする「課題研究」の区分により編成し実施している。</p>			
--	--	--	--

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

<p>【特記事項】</p> <p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[活動取組6-4-A] 実践を踏まえた高度な研究・指導能力の育成を目的とする教育プログラムの特徴として、現職者が多いことに対応したフレックス・カリキュラム制度を採用している。</p>	<p>6-4-A-01 (04)大学院連合学校教育学研究科における教育方法の特例に関する申合せ</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-4-Aについて、実践を踏まえた高度な研究・指導能力の育成を目的とする教育プログラムの特徴として、現職者が多いことに対応したフレックス・カリキュラム制度を採用している。フレックスタイム・カリキュラム制度による授業の開講は、各休業期間中において集中講義の形態として設定すること、又は休日及び夜間等において設定することを基準としており、現職の学生に配慮したものである。</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

<p>【特記事項】</p> <p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			